

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 一八四
- 道路の区域を変更する件二件 一八四
- 道路の供用を開始する件 一八五
- 公告  
○ 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一八五

## 告 示

### 福島県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年四月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 保安林予定森林の所在場所  
東白川郡棚倉町大字中山本字大内五の一、二、三の一、二、三の一、六三、八六、字芝原七二の五
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
（一）主伐は、択伐による。  
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 巨理線	相馬郡新地町今泉字浜 畑九四番七地先から 同 郡同 町今泉字浜 畑五〇番四地先まで	変更前 A	九・八 一三・五	二八一・七
		変更後 B	一〇・三 二八・四	二九一・七
		変更後 A	一一・〇 二二・二	二八一・七

(道路計画課)

### 福島県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 巨理線	相馬郡新地町今泉字浜 畑一三五番四地先から	変更前	一一・二 二八・九	一七〇〇・〇

同 郡同 町大戸浜字 前田西八番地先まで	変更後	一一・二ノ 三一・六	一七〇〇・〇
-------------------------	-----	---------------	--------

(道路計画課)

福島県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬亘理線	相馬郡新地町今泉字浜畑九四番七地先から 同 郡同 町今泉字浜畑五〇番四地先まで	令和三年四月二八日

(道路計画課)

公 告

公告第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)